

官民データ活用推進基本法について



平成29年2月
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

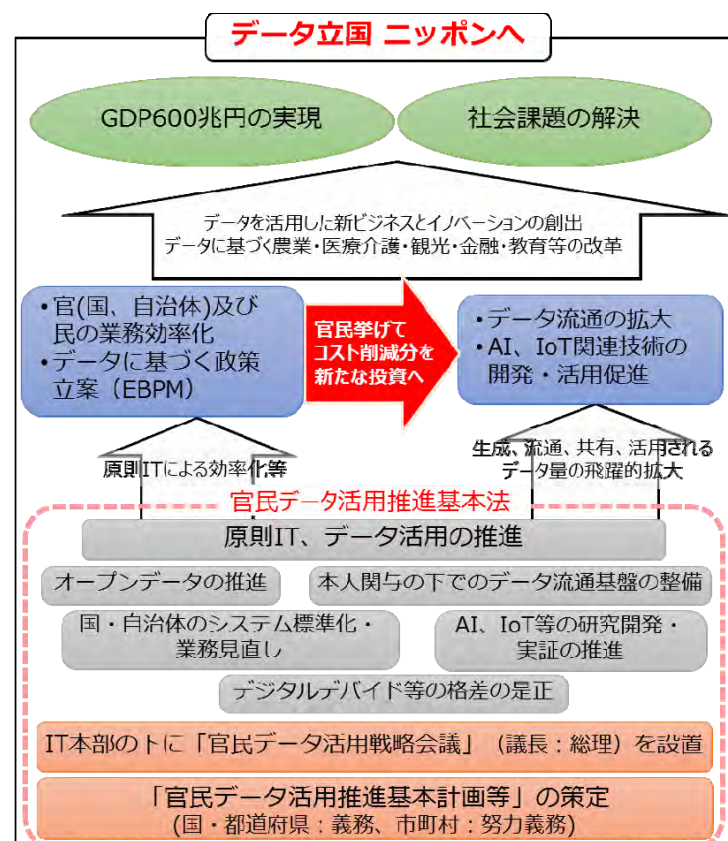
官民データ活用推進基本法が施行されました

- 近年、スマートフォンやIoTの普及により、様々なデータがビッグデータとして蓄積されつつあり、その流通を促進し「データ」の積極活用を社会全体に拡げることで、社会課題の解決が図られる可能性が高まっています。
- また、今後、社会基盤として活用が期待されるAIの推進に当たって、AIに投入する「データ」を質・量ともに向上・増大させて流通させることが、必要です。
- さらに、超少子高齢社会を迎え様々な課題を抱える我が国では、勘と経験ではなく、様々な「データ」に基づき政策を進めることが必要です。
- このような「データ」の重要性の高まりを踏まえ、「官民データ活用推進基本法」が制定されました。

<官民データ活用推進基本法の制定経過>

平成28年

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 11月25日 | 衆議院内閣委員会 | 賛成多数をもって、起草案を成案とし、委員会提案の法律案とすることを決定 |
| 29日 | 衆議院本会議 | 賛成多数をもって可決 |
| 12月 6日 | 参議院内閣委員会 | 賛成多数をもって可決 |
| 7日 | 参議院本会議 | 賛成多数をもって可決 |
| 14日 | 官報公布・施行 | |



官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）
 - ※1 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
 - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことなるおそれがあるものを除く。
- ◆基本理念
 - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
 - ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
 - ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
 - ④官民データ活用の推進に当たって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項）
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項）
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項）
- ◆国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）
- ◆法制上の措置等（7条）

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

第3章 基本的施策

- ◆行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆地方公共団体への協力（27条）

附則

- ◆施行期日は公布日（附則1項）
- ◆本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

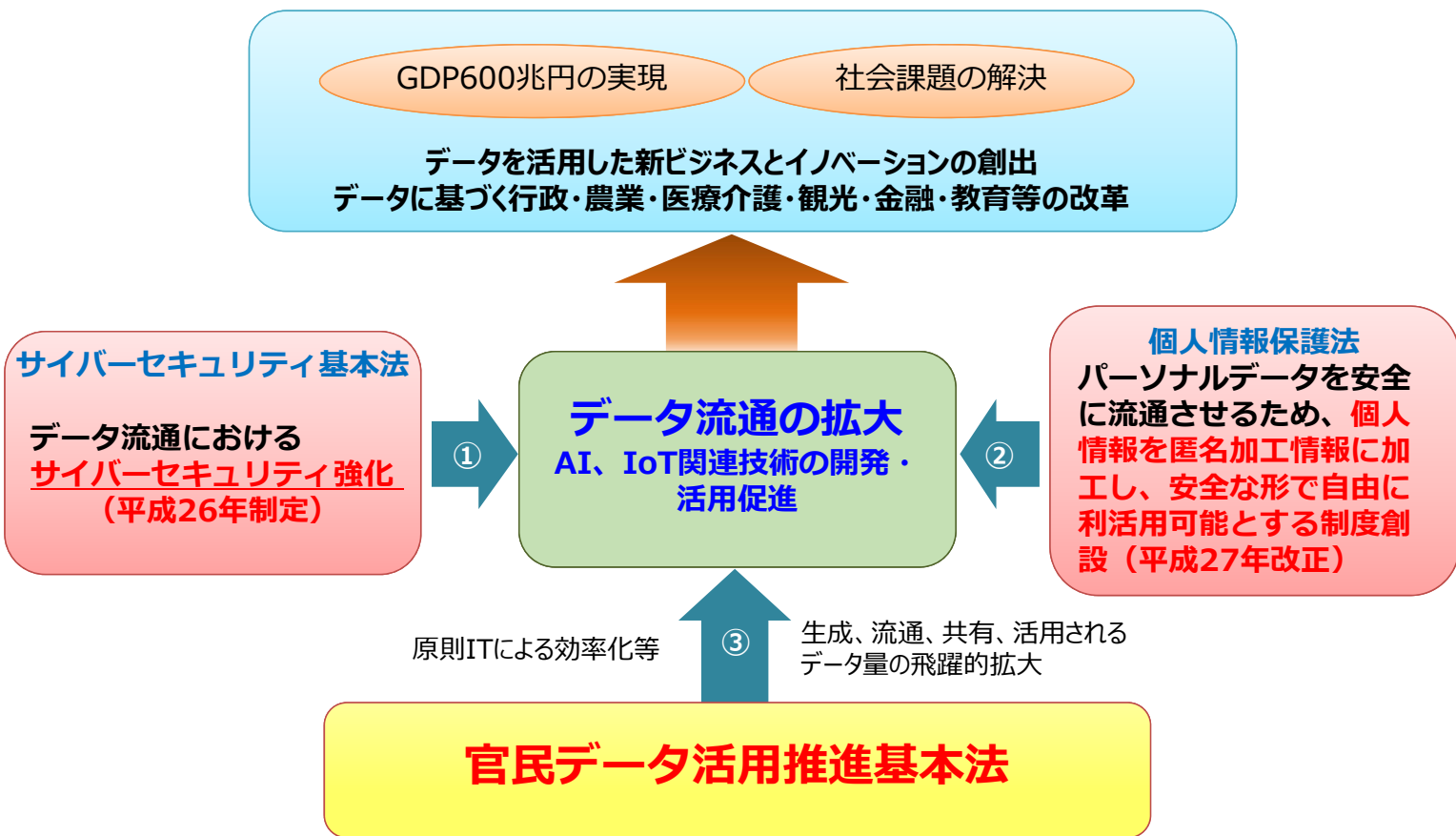
1. 目的

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

- 官民データ活用推進基本法は、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することで、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現することを目的に制定されました。
- データ流通の拡大に関しては、平成26年にデータ流通におけるサイバーセキュリティ強化のため、サイバーセキュリティ基本法が制定され、平成27年にパーソナルデータを安全に流通させるため、個人情報等を匿名加工情報に加工し、安全な形で自由に利活用可能とする制度創設を内容とする改正個人情報保護法が制定されました。
- 本法は、これらの取組に加え、原則IT化による効率化、生成、流通、共有、活用されるデータ量の飛躍的拡大を通じて、データ流通の拡大を図り、データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出や、データに基づく行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の改革によって、経済成長の実現や社会課題の解決を目指し、平成28年12月に制定されました。



2. 定義

定義（第2条）

（定義）

- 第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
- 2 この法律において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。
- 3 この法律において「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」とは、インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の活用に関する技術であつて、当該情報の活用による付加価値の創出によつて、事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するものをいう。
- 4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。

- この法律で「官民データ」とは、電子データであつて、国や地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者により、その事務・事業の遂行に当たり、管理・利用・提供されるものをいいます。
※国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除きます。
- その他「人工知能（AI）関連技術」、「インターネット・オブ・シングス（IoT）活用関連技術」、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」についても定義しています。
- この法律は「基本法」であり、今後の施策運営の基本的な方向を示すものです。このため、この法律の中では、施策の対象となる「官民データ」の範囲について厳密な定義は置かれていません。

本条の関連条文：第3条（基本理念）（官民データ活用の推進における個人及び法人の権利利益の保護等）

国、地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者



国



地方公共団体



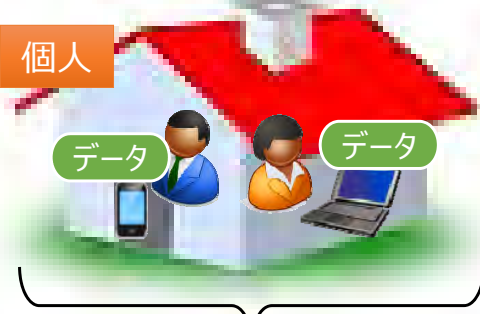
独立行政法人



事業者

官民データ

個人



官民データではありません



国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除くほか、個人が管理する機器（スマートフォンやパソコンなど）にのみ保存されている電子データは官民データの対象外です。

6

3 基本理念

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

- 官民データ活用の推進は、地域経済の活性化及び地域における就業の機会の創出を通じた自立的で個性豊かな地域社会の形成並びに新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図ることにより、活力ある日本社会の実現に寄与することを旨として、行われなければならない。
- 官民データ活用の推進は、国及び地方公共団体における施策の企画及び立案が官民データ活用により得られた情報を根拠として行われることにより、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。
- 官民データ活用の推進に当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性が確保されるとともに、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされなければならない。
- 官民データ活用の推進に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう、国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野において、情報通信の技術の更なる活用の促進が図られなければならない。
- 官民データ活用の推進に当たっては、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、個人に関する官民データの適正な活用を図るために必要な基盤の整備がなされなければならない。
- 官民データ活用の推進に当たっては、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保その他の官民データの円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備がなされなければならない。
- 官民データ活用の推進に当たっては、官民データの効果的かつ効率的な活用を図るため、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用が促進されなければならない。

7

- 官民データの活用に関する基本理念が示されました。

官民データ活用の推進は、

- ① IT基本法、サイバーセキュリティ基本法、個人情報保護法等による施策と相まって、個人・法人の権利利益を保護しつつ、情報の円滑な流通の確保を図ること
- ② 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与すること
- ③ 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資すること

を旨として、行われなければならない。

官民データ活用の推進に当たっては、

- ④ 安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
- ⑤ 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野でITの更なる活用の促進を図ること
- ⑥ 個人・法人の権利利益を保護しつつ、個人に関する官民データの適正な活用を図るための基盤を整備すること
- ⑦ 多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤を整備すること
- ⑧ AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用を促進すること

4 責務等

国、地方公共団体等の責務（第4、5、6条）

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、官民データ活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的に官民データ活用の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する官民データ活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 国は、官民データ活用施策を総合的に策定・実施する責務を有するものとされました。
- 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の経済的条件等に応じた官民データ活用施策を策定・実施する責務を有するものとされました。
- 事業者は、積極的に官民データ活用の推進に努めるとともに、国・地方公共団体を実施する官民データ活用施策に協力するよう努めることとされました。

法制上の措置等（第7条）

（法制上の措置等）

第七条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

- 政府は、必要な法制上、財政上の措置等を講ずることとされました。

5 官民データ活用推進計画

官民データ活用推進基本計画（第8条）

（官民データ活用推進基本計画）

第八条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 官民データ活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
 - 三 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
 - 四 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項
- 3 官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする
- 4 第二十三条第三項の規定により同項の重点分野が指定されたときは、当該重点分野において講ずべき施策を、第二項第四号の官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策として、第一項の規定により官民データ活用推進基本計画において定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、官民データ活用推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 政府は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、及び官民データ活用の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、毎年度、官民データ活用推進基本計画の見直しを行い、必要が生じたときは、変更を加えるものとする。
- 8 第五項及び第六項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する。
- 9 政府は、官民データ活用推進基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10

- 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、閣議決定により官民データ活用推進基本計画を定めることとされました。

《基本計画の内容》

- ・基本的な方針
 - ・国における官民データ活用に関する事項
 - ・地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
 - ・政府が重点的に講ずべき施策（※）
 - ※官民データ活用推進戦略会議議長（内閣総理大臣）により重点分野が指定されたときは、当該重点分野において講ずべき施策を計画に盛り込むこととされました。
 - ・その他必要な事項
- 基本計画に定める施策については、原則として具体的な目標やその達成の期間を定めることとされました。
 - 基本計画の案は、IT総合戦略本部のもとに設置される官民データ活用推進戦略会議が作成し、内閣総理大臣が閣議決定を求め、国会に報告するとともに、Webサイト等で公表することとされました。
 - 政府は、毎年度、基本計画の見直しを行い、必要に応じて変更することとされました。
 - 政府は、基本計画の実施に必要な経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で予算計上する等、計画の円滑な実施に必要な措置を講ずることとされました。

11

都道府県官民データ活用推進計画等（第9条）

（都道府県官民データ活用推進計画等）

第九条 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下この条において「都道府県官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県官民データ活用推進計画又は市町村官民データ活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

○ 都道府県は、国の基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県官民データ活用推進計画）を定めることとされました。

《都道府県官民データ活用推進計画の内容》

- ・都道府県の区域における基本的な方針
- ・都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項
- ・その他必要な事項

○ 特別区を含む市町村は、国の基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）を定めるよう努めることとされました。

○ 都道府県又は市町村は、各々の計画を策定・変更したときは、Webサイト等で公表することとされました。

本条の関連条文：第19条（国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等）
第27条（地方公共団体への協力）
附則第2項（必要な協力）

【官民データ活用推進基本計画】

- 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
- 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
- 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策等

即して

国・地方が一体となって
施策を推進

即して

都道府県

【都道府県官民データ活用推進計画】

- 都道府県の区域における基本的な方針
- 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項等

勘案して

市町村

【市町村官民データ活用推進計画】

地方公共団体においても計画を策定することとされていますが（都道府県は義務、市町村は努力義務）、雛形や策定ガイドラインを示すなど国が協力することで、地方公共団体の負担に配慮しつつ、国全体として一体的な取組となるよう進めてまいります。

7 基本的施策

手続における情報通信の技術の利用等について（第10条第1項・第2項）

（手続における情報通信の技術の利用等）

第十条 国は、行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第二号の行政機関等をいう。以下この項において同じ。）に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、民間事業者等（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第一号の民間事業者等をいう。以下この項において同じ。）が行う契約の申込みその他の手続に関し、電子情報処理組織（民間事業者等の使用に係る電子計算機と当該民間事業者等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 国は、国、地方公共団体、独立行政法人等を含む行政機関等に係る申請や届出、処分通知等の行政手続について、オンラインによる手続を原則とするために、必要な措置を講ずることとされました。
- 国は、民間事業者等が行う契約申込みや書面の保存、交付等の手続について、オンラインによる手続を促進するために、必要な措置を講ずることとされました。

行政手続のオンライン化

(例) 役所に申請・届出を行う場合

対面・書面による手続はコストがかかり、業務効率も悪い

- ・役所の窓口に行くために平日仕事を休まなきゃ...
- ・所得証明書を別途取得しないといけないのは面倒だな...
- ・オンラインで申請できても添付書類は郵送だなんて...

紙で受領した申請内容をシステムにデータ入力する手間がかかる...

申請者 役所

- ・手続オンライン化
- ・申請に必要な書類の削減・簡素化
- ・申請時における本人確認方法に係る見直し

・手続はオンラインでできるようしよう！

・申請に必要なデータはシステム間でバックオフィス連携させて、添付書類を減らそう！

・本人確認もネットで確認できるマイナンバーカードを活用して、申請者に窓口へ来てもらう面倒をなくそう！

自治体担当者

手続のオンライン化により利便性向上、業務効率化

- ・24時間いつでもオンラインで申請できて便利！
- ・証明書の添付が不要になった！
- ・本人確認もマイナンバーカードで簡単！

データ入力の手間がなくなった！

申請者 役所

行政手続のオンライン化や民間の契約手続等のオンライン化を促進することにより、「行政情報の電子的な提供及び行政情報の社会的有効活用」、「企業及び個人の負担軽減」、「行政事務の簡素化・合理化」などが期待されます。

行政手続（官-民等）の全体像

- ・ 行政手続に係る事業者コスト削減、行政の効率化の観点からは、多くの手続件数において、利便性の高いオンラインサービスが提供されることが重要。
- ・ 全数調査の結果によると、多くの手続は、年間手続件数が少数。一方、例えば年間手続件数が10万件以上の手続であってもまだ未オンライン化等のものが存在。

年間手続件数から見たオンライン可能性別の行政手続の状況

| 年間手続件数 | オンライン化手続 | 未オンライン化手続 | 法令上不可手続 | 合計 |
|------------|---------------------|---------------------|---------|--------------|
| 100万件以上 | 194 | 54 | 6 | 69(0.4%) |
| 10万件以上 | | | | 185(1%) |
| 1万件以上 | 269 | 100 | 8 | 377(2%) |
| 10件~9,999件 | 1,388 | 876 | 45 | 2,309(12%) |
| 0件~9件 | 756 | 4,840 | 49 | 5,645(29%) |
| 不明 | 5,433 ^{注1} | 5,222 ^{注2} | 89 | 10,744(56%) |
| 合計 | 8,040(42%) | 11,092(57%) | 197(1%) | 19,329(100%) |

(平成27年3月31日時点)

(注1) 申請・届出等以外の手続(5,181手続)に関しては、年間手続件数を調査していないため、不明の手続が多くなっている。

(注2) 5,222手続中、4,438手続(23%)は、過去にオンライン利用を停止したものであり、年間手続件数は非常に少ないと推測される。

(今回の調査において、オンライン利用を停止した手続については、年間手続件数を調査していない。)

行政手続（地方-民等）の全体像

- 地方-民等の手続についても、官-民等の手続と同様、年間手続件数が少数の手続が手続件数の大半を占めるものの、未オンライン化、法令不可手続が多いのが特徴。
- なお、年間手続件数等が不明または、把握されていない案件も多く、また、オンライン化手続であっても、利用率を含めて地方におけるオンライン化の実態も把握されていないのが現状。

年間手続件数から見たオンライン可能性別の行政手続の状況

| 年間手続件数 | オンライン化手続 ^{注1} | 未オンライン化手続 ^{注2} | 法令上不可手続 ^{注3} | 合計 ^{注4} |
|------------|------------------------|-------------------------|-----------------------|------------------|
| 100万件以上 | 28 | 32 | 71[3] | 131 |
| 10万件以上 | | | | |
| 1万件以上 | 29 | 75 | 60[2] | 164(1%) |
| 10件~9,999件 | 149 | 971 | 451[17] | 1,571(11%) |
| 0件~9件 | 46 | 2,140 | 1,234[38] | 3,420(24%) |
| 不明 | 2,545 | 3,835 | 2,494[48] | 8,874(63%) |
| 合計 | 2,797(20%) | 7,053(49%) | 4,310(30%) | 14,160(100%) |

(平成27年3月31日時点)

(注1) 各府省から、オンライン化をしている、または、オンライン化申請件数の欄に1件以上の回答があった手続数。したがって、全ての地方自治体が手続をオンライン化している訳でもなく、また、利用率等も不明であることに留意することが必要である。

(注2) 各府省から、オンライン化をしているとの回答はなく、また、オンライン申請件数の欄に回答がなかった手続数。

(注3) []は、法令上不可手続のうち、オンライン化が有効と考えられる手続（検討対象手続）として回答のあった手続数。

18

具体的な施策の例

【第10条第1項】

- オンラインによる手続を原則とするよう、法令等の見直しなどの必要な措置。
 - 国民・住民や企業による利用頻度が高く年間申請等件数が一定の規模以上の手続や、件数が一定の規模未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する国・地方の行政手続のオンライン化、オンライン利用率の向上、オンライン手続の利便性向上、行政サービスと事務処理の改善。
 - ・ 申請に必要な書類の削減・簡素化
 - ・ 申請時における本人確認方法に係る見直し
 - ・ バックオフィス業務の見直し（事務処理時間の短縮化等）
 - ・ 経済的インセンティブの向上（オンライン申請時の手数料の引下げ等）
 - ・ 申請システムの使い勝手の改善（操作の簡略化、ヘルプデスクの充実等）
 - ・ オンライン化だけでなく、手続そのものの要不要についての検討
 - オンライン化原則の例外となる手続の選定基準（費用対効果等）の策定や、国民・住民等のオンライン利用ニーズの高まりや技術の進展等を踏まえたオンライン化対象範囲の見直し。
 - 法令・条例に根拠の無い押印等、オンライン化を妨げる慣習的要因の見直し。
- 等

【第10条第2項】

- 民間の手続のうち、書面・対面によることを義務づけている法令等の見直しなどの必要な措置。
- 等

19

7 基本的施策

手続における情報通信の技術の利用等について（第10条第3項）

3 国は、法人の代表者から委任を受けた者が専ら電子情報処理組織（当該委任を受けた者の使用に係る電子計算機とその者の契約の申込みその他の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて契約の申込みその他の手続を行うことができるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 法人間で行われる契約等において、多忙な法人代表者に常に自ら契約等を行うことを期待するのは困難であることから、法人間の電子契約等を推進するためには、法人代表者が使用人や役員、外部の弁護士等（以下「使用人等」という。）を代理人とした電子契約等を行いやすい環境を整備していくことが重要です。このような見地から、「日本再興戦略改訂2016」（平成28年6月2日閣議決定）では、政府として、法人代表者から委任を受けた者が、書面なく契約等を行うことを可能とする制度的措置を検討することとしています。
- 本項は、これを踏まえ、国に対し、使用人等が契約等に必要な権限を有していることを契約の相手方等に対して電子的に伝達できるようにするための措置を講ずるよう求めるものです。

20

電子契約の主なメリット

電子契約は、コスト削減や業務効率化等を通じて、我が国企業の生産性向上とネットワークを利用した経済活動の活発化に繋がる。

コスト削減

郵送コストの削減

契約書類データをメール等で相手方に送ることで、郵送費の節減が可能

保管コストの削減

契約書類データを自社サーバやクラウド上に置くことで、紙保管スペース確保に要する費用を節減可能

印紙税の節減

業務効率化

契約プロセスの効率化

- ・ 契約書類の印刷・押印・封入・発送等に要する業務時間を効率化
- ・ 受領書類の印鑑照合に要する時間を省略可能

契約管理の効率化

契約書類データを複数の部署・支店間で共有し、必要時には瞬時に検索・閲覧可能

その他

コンプライアンス強化

法令上義務付けられた契約書類の作成・保管が遺漏なく行われると共に、税務調査、会計監査等への対応も容易化

耐災害性の向上

契約書類データをクラウド上等に置くことで、地震等の災害発生時における業務継続性を向上

21

【第10条第3項】

- 法人間で行われる契約等において、法人代表者から委任を受けた者が、電子的に契約等を行うことを可能とする制度的措置を講ずることで、法人における契約等に係るコスト削減及び業務効率化を実現。
等

7 基本的施策

国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（第11条第1項・第2項）

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第十一条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 国、地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずることとされました（事業者は公益増進に資する官民データについて努力義務）。
 - 現在、国では、保有するデータを二次利用可能で機械判読性を持つ形式で公開し、利活用する、いわゆる「オープンデータ」の取組を推進しています（各府省庁のホームページの「政府標準利用規約2.0（※1）」の策定・実施等）。
 - 全国240以上の地方公共団体でも、オープンデータの取組が行われています（※2）。
- （※1） 出典記載を条件に、データの編集加工を含めた利用（ビジネス目的もOK）を認めることを明記した利用規約
（※2） 内閣官房IT総合戦略室調べ（平成28年12月末時点）

本条の関連条文：第15条第1項（情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等）

オープンデータとは、国や地方公共団体、事業者が保有するデータが、①「二次利用可能なルールの下」で、②「機械判読に適した形」で、公開されること。

1. 二次利用可能なルールの適用

【ルール未適用】

- ホームページの情報を利用する際、著作権処理（使用許可等）に手間、時間、費用等がかかる
- 利用に制約があり、利用者は自由に編集・加工が出来ない



【二次利用可能なルールの適用後】

- 出典を明記すれば、利用者は、著作者の許可を得ずとも自由にホームページ情報の二次利用が可能
- 利用者は自由に編集・加工出来るため、他のデータとも組み合わせ利用拡大が見込める

2. 機械判読性のあるデータの公開

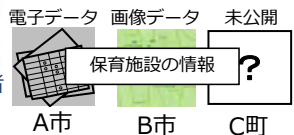
(例) 保育所施設データを地図に重ねた「保育園探しのアプリ」を作成

機械判読性のないデータは活用しにくい

ネ申エクセル!?



保育園探しのアプリを作りたいけど…自治体によって、保育園の施設情報は公開形式がバラバラでコンピュータで処理できない…

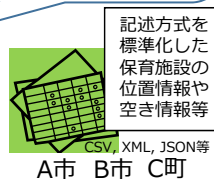


機械判読性あるデータを準備

コンピュータで処理が可能なように住所等の記述方式を標準化して機械判読性のあるデータで公開しよう。保育園の空き情報等も一緒に公開しよう。



自治体担当者等



機械判読性のあるデータは様々なメリットがある

簡単にアプリの開発ができる！空き情報もせてみよう。

保育園探しのアプリがあると、家からの通園時間や、定員の空きがわかって便利！



アプリ開発者



保育園探しアプリ



子育て中の親

オープンデータへの取組により、「経済の活性化、新事業の創出」、「行政の透明性・信頼性の向上」、「官民協働による公共サービスの実現」などが期待されます。

24

オープンデータの例：全国AEDマップ

全国の登録されているAEDを一元的に確認できるサービス。官・民それぞれのAED設置者がデータを登録することにより、様々な目的地の施設周辺にあるAEDの設置場所を容易に調べることが可能。

【概要】

- 住所を地図の位置情報に変換し、地図にAEDの設置場所を公開（AEDマップ）。
- 各自治体が本ホームページにリンクを張ることで簡易に地域住民に自地域のAED情報を提供することが可能。

活用データ（AED設置データ）

官：国、自治体、消防機関など
民：医療機関や商業施設など

【効果】

- 行政（官）だけでなく、民間が管理しているAEDの位置情報も一元的に表示することで、AED使用までの時間短縮を図り、救命率の向上に寄与。



選択したAEDの設置情報が表示されます

精度

精度 精度C

場所

設置施設名 内閣本府 守衛室
登録番号 455171
設置施設都道府県 東京都
設置施設住所 千代田区永田町1-6-1
設置施設種別区分 その他の不特定多数が利用する公的施設
最終更新日 2013年05月01日 00:00

精度

「点検担当者の配置あり」、「新規登録日（情報更新日を含む）から2年未満」及び「ピン」の移動履歴あり

精度

「点検担当者の配置あり」及び「新規登録日（情報更新日を含む）から2年以上4年未満を経過」、ただし、ピン」の移動履歴は問わない

精度

「点検担当者の配置なし」又は「新規登録日（情報更新日を含む）から4年以上を経過」

25

オープンデータの例 : Night Street Advisor

自治体の保有する街路灯に関するデータを活用し（オープンデータ）、街路灯の場所を地図上にヒートマップ化して明るいルートを案内。（高等専門学校生らが、地域課題の解決に向け開発）

【概要】

- 自治体（名古屋市）から提供された街路灯のデータを活用し、明石高専の「Code for KOSEN」チームによって開発。
- 暗い夜道では、犯罪率が高まるとのデータに基づき、防犯対策として、街路灯の場所を地図上に明示するとともに、明るいルートを検索して表示することが可能。

【成果等】

- 市民に対し、暗い夜道を歩かなくても目的地に着くことのできる安心を提供。
- 同システムは、静岡県に横展開されている。（静岡県が公開する街路灯データを活用）



26

具体的な施策の例

【第11条第1項】

- 地方公共団体が街路灯の所在情報・運用情報等について、インターネット等を通じた二次利用・機械判読を可能化。民間事業者等により、街路灯による路面の明るさをスマートフォンの地図上に反映、目的地まで明るい道を選んで歩くことができる経路を表示するアプリを開発。
- 地方公共団体が保育施設の情報（位置、定員、保育士人数等）や医療機関の情報（位置、診療科内容、診察時間等）等について、インターネット等を通じた二次利用・機械判読を可能化。民間事業者等により、スマートフォンの地図上に情報を集約して表示し、住民がリアルタイムに適切な保育施設や医療機関を検索・選択できるアプリを開発。
- 国・地方公共団体が過去の気象災害情報（川の氾濫履歴、地震によるがけ崩れ等）、ポーリング情報等について、インターネット等を通じた二次利用・機械判読を可能化。民間事業者等により、精緻な防災マップの作成や保険商品の開発。
- 国、地方公共団体が、予算や契約等に関する情報について、Webサイト等で公開することで、国民が容易に把握することができるようになり、行政の透明性を向上。
- 地方公共団体が津波浸水想定区域等の災害情報や避難所等の防災施設情報について地図上に情報を集約し、インターネットを通じて公開することにより、行政が保有する防災情報を公表。
- 企業等の調達や補助金等に関する情報を公開する「法人インフォメーション」の活用を通じて企業情報を把握することで、企業等における事務の効率化や、地方公共団体と地元企業の連携時等における容易な信用調査の補完を実現。

等

【第11条第2項】

- 複数の民間事業者が、大規模災害発生時に、保有する自動車の位置情報や走行履歴等のプローブ情報等について、インターネット等を通じた二次利用・機械判読を可能化。他の民間事業者等が、国や地方公共団体が保有する交通規制情報等と組み合わせ、通行可能な道路や混雑が少ない道路に関する情報を提示するアプリを開発。
- 鉄道やバス等の公共交通事業者が、それぞれの運行データについて、インターネット等を通じた二次利用・機械判読を可能化。他の民間事業者等が、それらの情報を集約し、多言語化するなどの付加価値を付与した上で、訪日観光客などへ最適な経路案内を提示するアプリを開発。

等

27

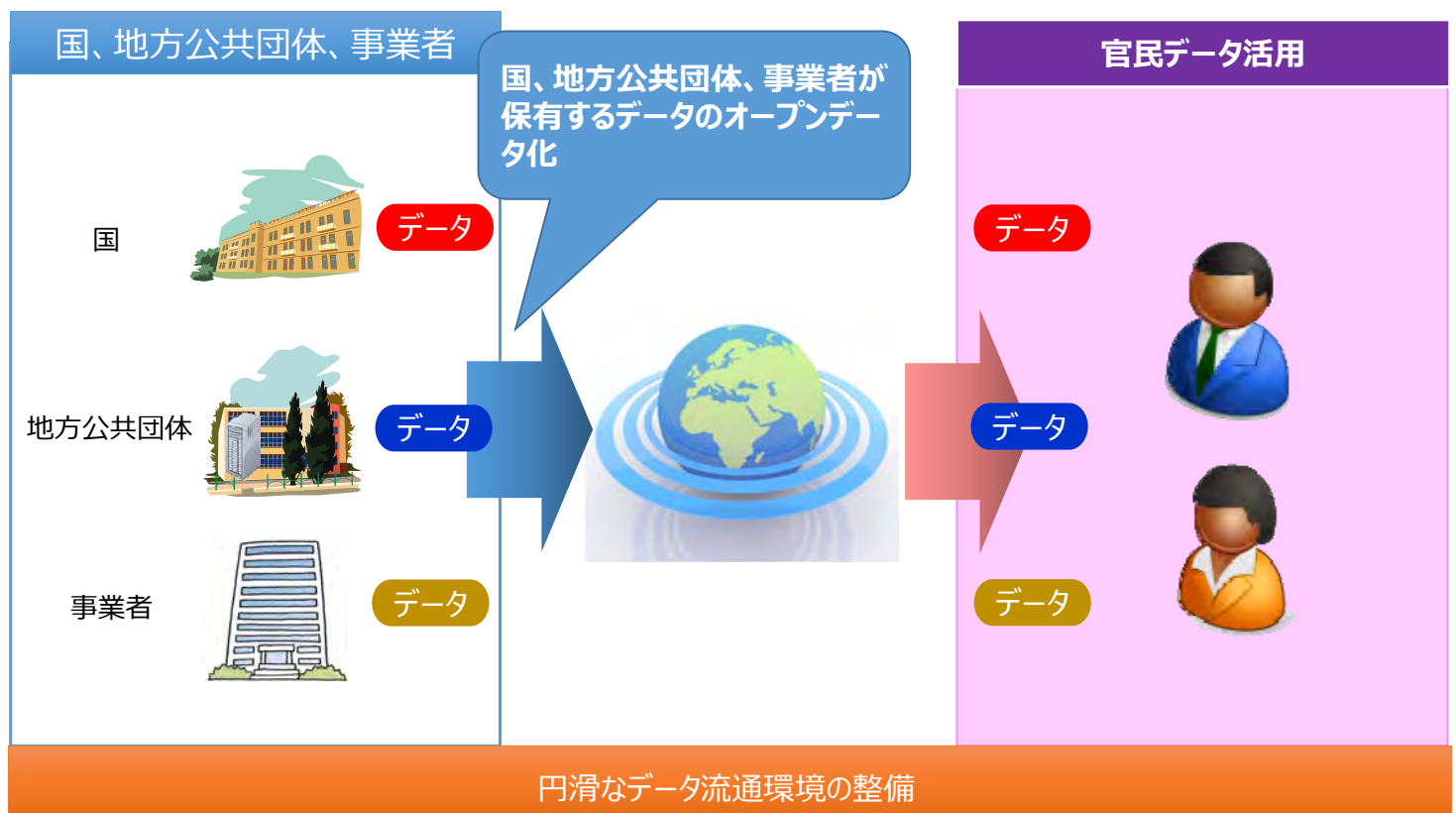
7 基本的施策

官民データの円滑な流通に関連する制度の見直し（第11条第3項）

3 国は、官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関連する制度（コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の円滑な流通に関連する制度を含む。）の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 国は、コンテンツ流通に関連する制度（知的財産権制度や権利処理ルール等）を含め、官民データの円滑な流通に関連する制度の見直し等、必要な措置を講ずることとされました。

28



官民データ活用を推進するためには、知的財産権等の権利利益を保護しつつ、データが円滑に流通し、かつ活用しやすい環境の整備のため、制度の見直しが必要。

29

【第11条第3項】

- 著作権等の知的財産権に関する各種制度の見直し、各種分野の権利処理ルール・ガイドラインの策定、普及展開。
 - 国や地方公共団体等が作成した著作物を一定の条件のもとで自由に活用できるようにし、これを元にした新たなビジネスを創出。(商用利用を含めたデータの自由な利用を認める利用規約の適用等)
 - データ活用によるマッチングサービスであるシェアリングエコノミーの地域への導入に当たって障害となる法令・条例等を見直して、その普及を促進し、公共の遊休資産の有効活用や、地域の働き手の拡大、子育て世帯の負担軽減、高齢者の見守り等を実現。
- 等

7 基本的施策

個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（第12条）

（個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用）

第十二条 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 国は、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用できるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずることとされました。
- 近年、個人のデータを本人が蓄積・管理・活用する「パーソナル・データ・ストア（PDS）」といった新たな仕組が、欧米諸国で活用され始めています。
（PDSの仕組）
 - ① 自らのデータをどこに保存し誰に提供するかを本人が管理する機能
 - ② 自らのデータが誰に提供されたかを本人が把握できる機能（トレーサビリティ）等をスマートフォン端末等で実現する技術の開発が進められています。
- 更に、個人からの預託により、個人に代わりデータを蓄積・管理・活用（第三者提供を含む）し、個人に便益を還元する事業者「情報銀行」や、データの取引を可能とする「データ取引市場」について実証含め事業が動き出しつつあります。
- 本条は、このような個人の関与のもとで、個人に関するデータを安全に活用するための技術の活用促進や関連する制度整備などが国により講じられることを想定しています。

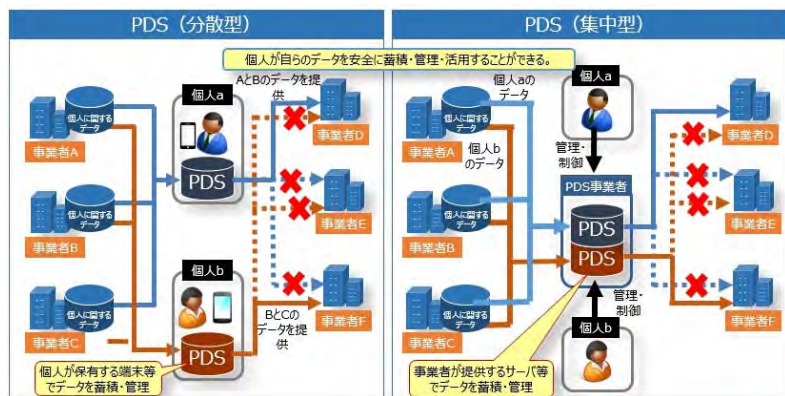
個人に係るデータには、個人情報保護法改正により利活用可能となった匿名加工情報を含むデータと、本人同意に基づいて利活用可能な個人情報を含むデータの2つがあり、本人同意に基づく個人情報の流通を円滑に可能とする「新たな仕組みづくり」を通じて、これらの流通を包括的に進めることが必要。

個人情報を含むデータの業種・業界を超えた流通により実現するメリット（想定）

- 観光領域
 - 訪日外国人の増加等観光関連産業の活性化
 - 個人ニーズに応じたおもてなしサービス提供
- 金融・フィンテック領域
 - 金融市場の活性化
 - 資産の一元管理、最適な資産運用
- ヘルスケア領域
 - 健康寿命の延伸、医療費の適正化
 - 健康意識の向上、行動変容による健康増進
- 交通
 - 渋滞緩和による環境改善、最適なインフラ管理
 - 混雑状況や天候に応じた最適なナビゲーション

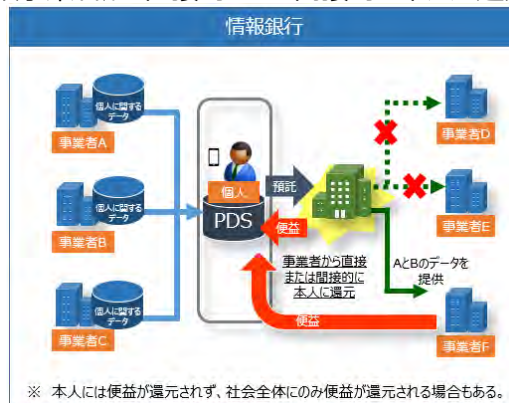
PDS

個人が自らのデータを蓄積・管理するための仕組みであって、第三者への提供に係る制御機能を有するもの。形態としては、個人が自ら保有する端末等でデータを蓄積・管理する分散型と、事業者が提供するサーバー等でデータを蓄積・管理する集中型がある。



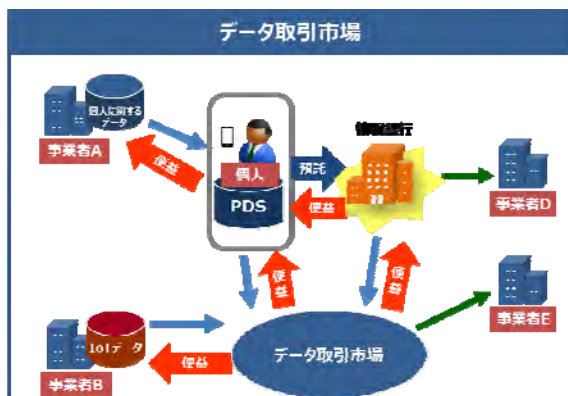
情報銀行

個人との契約等に基づき、個人のデータを管理するとともに、個人に代わり妥当性を判断の上、他の事業者にデータを提供する事業。（データの提供・活用に関する便益は、データ受領事業者から直接的または間接的に本人に還元される）



データ取引市場

データ保有者と当該データの利活用を希望する者とを仲介し、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）。（価格形成・提示、需給マッチング、取引条件の詳細化、取引対象の標準化、取引の信用保証等の機能を担うことが想定される。）



【第12条】

- 個人が自らのデータを蓄積・管理・活用（第三者への提供の制御を含む）するための仕組みであるPDS（Personal Data Store）や、個人からの預託により個人に代わりデータを蓄積・管理・活用（第三者への提供の制御を含む）し個人に便益を還元する「情報銀行」、データ保有者と当該データの利活用を希望する者とを仲介し、取り引きを可能とする「データ取引市場」等の在り方について検討し、必要な制度を整備。
 - 保険者、医療施設等に保存されている医療・介護データを個人に開示する環境を整備の上、本人の健康・医療・介護に関する情報であるPHR（Personal Health Record）をクラウド等により本人自らが生涯にわたり時系列的に管理・活用する仕組みを構築することで、自己の健康状態に合致した良質な健康・医療・介護サービスを実現。
 - データヘルス計画等の保険者の取組について、保険者が民間のヘルスケア事業者を活用しながら被保険者等の健康・予防に向けた取組を効果的に行えるよう検討。
- 等

7 基本的施策

個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等について（第13条第1項・第2項）

（個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等）

第十三条 国は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）の普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、電子証明書（電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）をいう。）の発行の番号、記号その他の符号に関連付けられた官民データについては、その利用の目的の達成に必要な範囲内で過去又は現在の事実と合致するものとなること及び漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理が図られることの促進のために必要な措置を講ずるものとする。

- 国は、マイナンバーカードの普及・活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講ずることとされました。
- マイナンバーカードの普及及び公的個人認証の民間開放に伴い、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証の電子証明書を活用した様々なサービスの登場が想定されますが、電子証明書のシリアル番号等に紐付けられた官民データについて安全管理措置が講じられることの促進を図ることとされました。

| 年度 | 短期 | | | 中期 | | | | KPI |
|---|---|------|--|---|------|---------------------------------------|------|-----------------|
| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | |
| ③(十)利活用に関する課題の解決に資する取組 ④マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性向上 マイナンバーカードの普及・活用の促進 | マイナンバーカードの交付準備【総務省】 | | | マイナンバーカードの交付【総務省】 | | | | ・マイナンバーカードの発行枚数 |
| | 国家公務員身分証の一体化【内閣官庁、総務省、関係府省庁】 | | | | | | | |
| | 暮らしに係る公的サービス及び国家資格等の資格の証明に係るカード類の一元化に向けた検討・印鑑登録者識別カードや施設利用カード等のマイナンバーカードへの一体化等、市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省、関係府省庁】 | | | 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証、民間企業の社員証等としての利用検討促進【内閣官庁、総務省、文部科学省、関係府省庁】 | | | | |
| | | | | キャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けた民間事業者との検討【内閣官庁、総務省、金融庁、経済産業省】 | | | | |
| | | | | 医療保険オンライン資格確認システムの整備【厚生労働省】 | | マイナンバーカードの健康保険証として利用【厚生労働省】(再掲) | | |
| | | | | 行政が発行する各種カード(印鑑登録者識別カード、施設利用カード等)との一体化【内閣官庁、総務省、関係府省庁】 | | | | |
| | | | | 各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現【内閣官庁、総務省、厚生労働省、文部科学省、関係府省庁】 | | | | |
| | | | | 市町村による独自利用の推進【内閣府、総務省、関係府省庁】 | | | | |
| | | | | 民間事業者による空き領域利用のための必要な整備【内閣府、総務省】 | | | | |
| | | | | 自動車検査登録事務において公的個人認証機能を活用した提出書類の合理化を策定 | | 自動車検査登録事務における公的個人認証機能の活用、提出書類の合理化等の推進 | | |
| | | | | 提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施 | | | | |
| | マイナンバーカードを利用した住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者の拡大、対象手続きの拡大の検討【総務省】 | | | 公的個人認証機能のスマートフォンでの読み取り申請・ダウンロード実現のための技術開発・必要な措置を検討・実施【総務省】 | | | | |
| | | | | コンビニ交付実施団体の人口の合計が6千万人を超える | | | | |
| | | | | ・地方公共団体・事業者の参加拡大 ・検討を踏まえ、順次、対象手続きを拡大【総務省】 | | | | |
| | | | | 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分を活用した公共施設や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用の促進など、マイナンバーカードの利便性向上策の検討、順次実現【総務省、外務省、経済産業省】 | | | | |
| 本人確認手段としての利用に向けた調整・周知【総務省、関係府省庁】 | | | 法令に基づきものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において利用【総務省、関係府省庁】 | | | | | |
| ・公的個人認証サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しの検討 ・民間利用のユースケースの明確化、民間事業者への利用の動きかけ【内閣官庁、総務省、関係府省庁】 | | | ・検討を踏まえ、順次、行政手続き等の拡大・見直しを実施 ・署名検証者の民間事業者への拡大【総務省、関係府省庁】 | | | | | |
| | | | 災害時及び生活再建支援における情報共有のあり方検討【内閣官庁、関係府省庁】 | | | | | |

更なるマイナンバーカードの普及・活用に向けた検討

36

具体的な施策の例

【第13条第1項】

- マイナンバーカードの普及・活用計画の策定。
- マイナンバーカードを利用した住民票の写し、戸籍謄本等のコンビニ交付等の利用の拡大。順次、対象サービスの拡大を行い、住民が行政サービスを利用する際の利便性を向上。
- マイキープラットフォーム（マイナンバーカードを様々なサービス呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤）を活用し、マイナンバーカード1枚で図書館等の公共施設や商店街等での利用を可能にするとともに、クレジットカードや航空会社などのポイントを地元商店街などで活用し、地域経済の需要拡大等を実現。
- マイナンバーカードにてログインする「マイナポータル」の機能を活用した子育てワンストップサービスなどのサービスを拡充・発展させるとともに、地方公共団体や民間事業者の各種手続において、国民の利便性向上に資するオンラインサービスを実現。

等

【第13条第2項】

- 公的個人認証サービスにおける電子証明書のシリアル番号と紐付けられた官民データについて、必要な安全管理措置が講じられることの促進を図ることで、安心・安全なサービスの実現による国民の利便性を向上。

等

利用の機会等の格差の是正（第14条）

（利用の機会等の格差の是正）

第十四条 国は、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供並びに技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 国は、IT利用の機会・活用能力の格差（いわゆるデジタルデバイド。）を是正するため、官民データ活用を通じたサービス開発・提供、技術開発・普及の促進その他の必要な措置を講ずることとされました。
- 官民データ活用を進める上で、デジタルデバイドの是正を併せて進めなければ、あまねく国民が官民データの活用を通じた様々な恩恵を享受することができません。このため、国は、デジタルデバイドの是正を図るために必要な措置を併せて講ずることとされました。

本条の関連条文：第10条（手続における情報通信の技術の利用等）

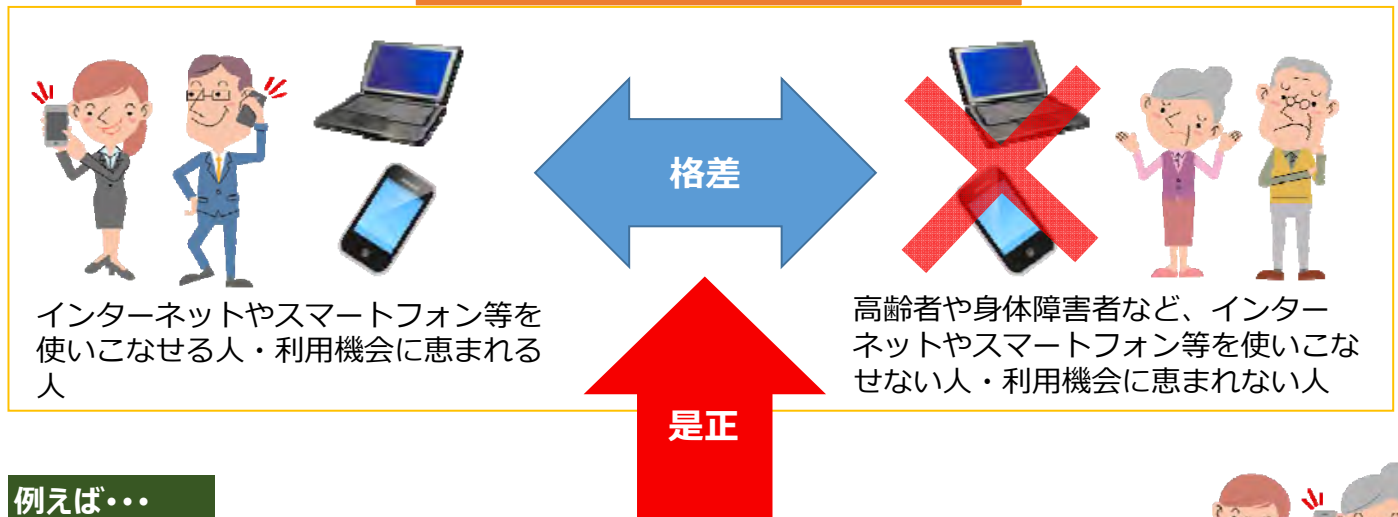
デジタルデバイドとは

IT利用の機会・活用能力の格差。経済・社会の情報化の進展に伴い、デジタルデバイドが貧富や社会的地位などの格差を拡大させる可能性がある。

デジタルデバイド是正のメリット

デジタルデバイドを是正することにより、全ての国民が、官民データ活用による恩恵を享受することができる。

デジタルデバイド



例えば・・・

- 障害者・高齢者にとって、より使いやすいIT機器やサービスの開発・提供
- ITを十分に活用できない人々に対する行政手続を行う窓口でのサポート
- Wi-Fiの整備

等

全ての国民が、ITや官民データ活用による恩恵を享受できる国へ



【第14条】

- 障害者・高齢者にとって使いやすい I T 機器や関連サービスの開発・提供・支援。
 - 高齢者の孤立化防止等を目的とした、SNS等によるコミュニケーションの促進。
 - 離島をはじめとした条件不利地域等における I T 基盤の整備・確保。
 - 各種行政手続の原則オンライン化に伴い、取扱いに係る問合せ窓口の設置をはじめとした利用者サポートの充実・強化。
 - 各種行政手続について原則オンライン化しつつ、I T の活用が困難な国民のために、物理的な窓口は廃止せずに継続。
- 等

7 基本的施策

情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等（第15条第1項）

（情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等）

第十五条 国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 国・地方公共団体は、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保（標準化）、業務の見直し、その他の必要な措置を講ずることとされました。
- 国及び地方公共団体が保存する膨大な官民データを相互に連携して活用することができれば、事務の効率化や事業者の生産性向上、国民の利便性の向上が期待できます。このためにはシステムの標準化、データフォーマット・語彙の統一化や業務改革(BPR)等が必要です。
- 具体的な取組としては、国がこれまで取り組んできた行政情報システム改革・業務改革の取り組みを地方公共団体に横展開するとともに、国や地方公共団体において共通的に導入できる規格の策定や、自治体クラウドの導入の更なる促進によってシステム間の連携を容易にし、分野横断的なデータ流通を促進すること等が想定されます。

本条の関連条文：第10条第1項（手続における情報通信の技術の利用等）

第11条第1項（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

国におけるこれまでの取組

- 国の行政情報システムをクラウド化・統廃合しつつ、各業務について、国民の利便性向上、行政サービスの改善、業務の効率化・迅速化等に向けた業務改革を実施。

【これまでの取組の成果】

- ・ 平成30年度までに平成24年度1,450システムの半減達成に目途（62%減）。
- ・ 平成33年度までに平成25年度の運用コスト約4,000億円に対して、年間計1,000億円（28%）を超える削減の目途。運用コストの削減により生じた節減分を電子行政の付加価値を高める投資に活用。

【自治体クラウド】

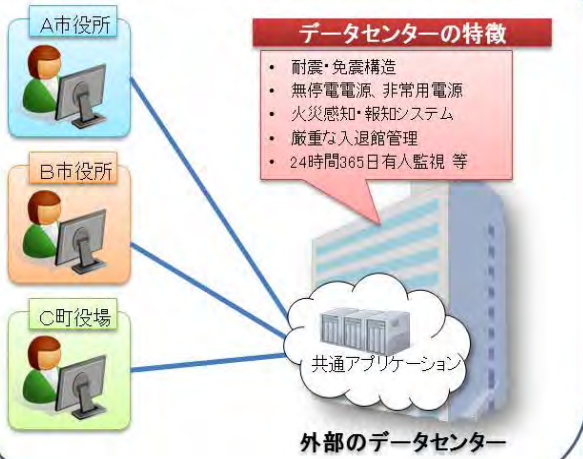
各グループにおける自治体間の「相互連携」、システム共同利用に向けた標準化や「業務の見直し」等でコスト削減効果、セキュリティーレベルの向上、災害対策の強化等が期待される。

先行自治体での実績

- 平成28年4月1日現在のクラウド導入市区町村（速報値）：312団体
- 1グループの構成自治体数は2団体から34団体まで多数存在。
- 総務省が行った自治体クラウド導入自治体へのアンケート（複数回答可）では、「コスト削減効果（73.9%）」、「災害対策の強化（60.6%）」、「セキュリティーレベルの向上（57.6%）」が上位3項目。その他「業務量の軽減（38.3%）」、「運用の簡略化（47.8%）」など、BPR項目に対する導入メリットの評価も高い。
- 同アンケートの費用削減効果の設問では、52%の団体が3割以上の効果と回答。（上記以外は、2割以上～3割未満は12%、2割未満は16%、確認中20%）

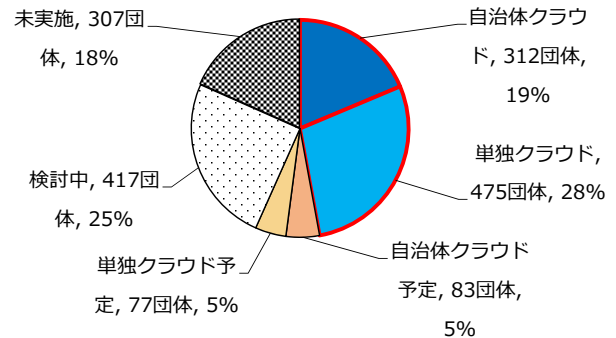
自治体クラウド導入

自庁舎外のデータセンターでシステムを共同利用



(参考)市区町村のクラウド化の状況

(平成28年4月1日現在速報値)



- クラウド化[※]市区町村数は787団体、クラウド導入予定団体も合わせると947団体。

(※) 基幹系システム（住民情報、税務、国民健康保険、国民年金、福祉関連システム）のいずれかにおけるクラウド化の状況を調査したもの。

42

具体的な施策の例

【第15条第1項】

- 国におけるこれまでの行政情報システム改革・業務改革の取組を更に徹底するとともに、その成果を全国に横展開することにより、地方公共団体における改革の推進を支援。削減されたコストや投入されていた人的資源を地方公共団体の他の公共サービス（例えば、行政窓口サービス等）の質の向上やセキュリティー対策強化等に活用。
- 国や地方公共団体の業務システムにおいて共通的に導入できる規格の策定（地域情報プラットフォーム等）、導入促進。
- 情報システムの導入に当たっては、文字情報基盤や共通語彙基盤等の情報連携基盤に準拠することにより、相互運用性の確保と情報のオープン化を推進。
- Webサイト等における行政情報の発信や、情報システムの導入の際に、積極的にAPIを整備することにより、民間事業者等による再利用を促進。
- 紙媒体で保存・運用されている基盤となる行政情報（各種台帳等）について、デジタルデータ化を推進。
- 自治体クラウド導入と自治体間連携の実施（例：沿岸部と内陸部に立地する遠隔地の自治体でグループを形成し、災害時に相互連携）により、災害に強い情報基盤の構築や、情報セキュリティー水準の向上を実現。
- 自治体クラウドの導入に当たって、業務を見直すことで、ノンカスタマイズにより対応し、コストを削減。
- システム共同利用により、ベンダー交渉の窓口を一本化し、交渉力の強化や担当者の作業負担を軽減。

等

7 基本的施策

多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備（第15条第2項）

2 国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービスの開発等に資するため、国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互の連携を確保するための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 国は、多様な分野において、国・地方公共団体・事業者の情報システムの相互の連携を確保する基盤（プラットフォーム）の整備その他の必要な措置を講ずることとされました。
- 官民が連携したプラットフォームを構築することで、地方の地場企業やベンチャー企業も参加できるエコシステムが形成され、地元ならではの新たなサービスの創出により、地域産業の振興が期待されます。
- なお、国では、多様な主体が参画し、データ連携基盤を活用したデータ利活用型スマートシティを実現するための検討を進めています。

本条の関連条文：第12条（個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用）

44

官民でビジョンを共有し、産官学が一体となってデータ利活用型スマートシティの普及拡大を図ります。

- 都市における住民生活の質や生産性を向上
- 複雑な課題の解決
- ハード主体からソフト主体の展開による都市開発の継続性・発展性の実現



希望する地方公共団体が容易に活用する環境を整え、運用・維持・管理コストを抑制

- データ連携基盤（プラットフォーム）の構築に当たっては、ゼロからの構築では無くオープンソースの活用を推進するとともに、他のプラットフォームとの互換性の確保に留意します。
- また、データ流通の推進に当たっては、データの標準化、アプリケーションの相互運用性を確保するとともに、スタートアップ企業の活用によるサービスの多様化を図ります。さらに、将来的にはAIを活用した都市機能のマネジメント等も視野に入れていきます。

【第15条第2項】

- 産官学が一体となり、都市における住民生活の質や生産性の向上、様々な社会課題の解決、ハード主体からソフト主体の展開による都市開発の継続性・発展性を高めるために、データ利活用型スマートシティを推進。
 - 観光、防災、インフラ管理等、地域における様々な分野に実装可能なIoTサービスプラットフォームの構築・活用。
 - 防災や子育て支援等における住民サービスの向上や地域の課題解決に向け、クラウドや地域情報プラットフォームも活用し、市町村を中心に自治体が保有するデータ等を、個人情報にも配慮しつつ、庁内や自治体間等で横断的に活用するための基盤を確立。
- 等

7 基本的施策

研究開発の推進等（第16条）

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、我が国において官民データ活用に関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術に関する研究開発及び実証の推進並びにその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 我が国が官民データの活用に関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、AI・IoT・クラウド関連技術その他の先端技術に関する研究開発及び実証等のため、国が必要な措置を講ずることとされました。

人材の育成及び確保（第17条）

（人材の育成及び確保）

第十七条 国は、官民データ活用に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- 官民データの活用における専門知識・技術を有する人材育成や確保のために、国が必要な措置を講ずることとされました。

教育及び学習の振興、普及啓発等（第18条）

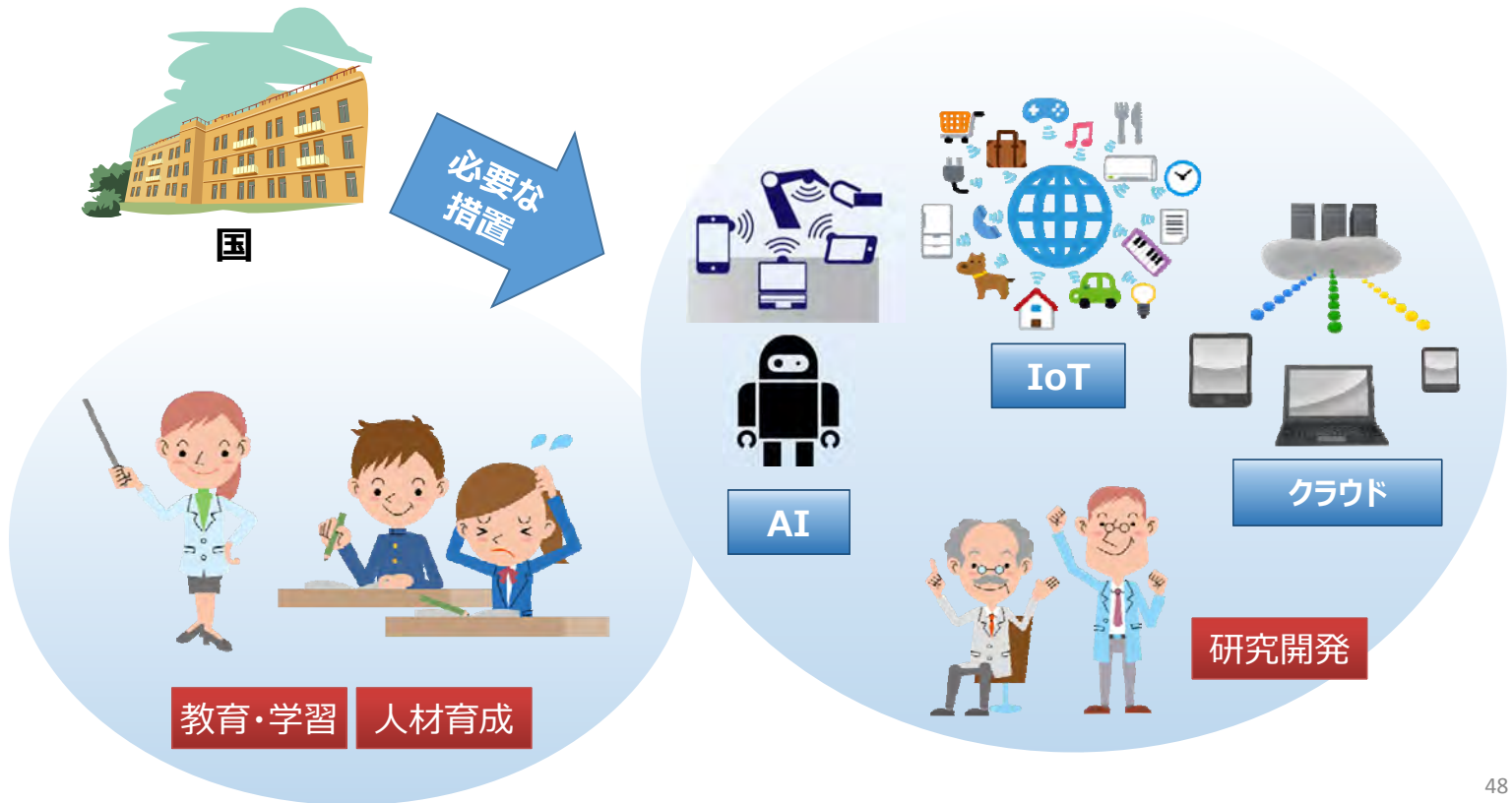
（教育及び学習の振興、普及啓発等）

第十八条 国は、国民が広く官民データ活用に関する関心と理解を深めるよう、官民データ活用に関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 国民の幅広い層において、官民データの活用に関する関心と理解を深めるよう、国が、教育及び学習の振興、啓発、普及その他必要な措置を講ずることとされました。

メリット

- 先端技術の開発・研究による国際競争力の向上
- 教育・学習や人材育成、普及啓発活動等による国民の知識向上、官民データ活用の更なる推進



48

具体的な施策の例

【第16条】

- AI・IoT等の先端技術の研究開発・実証テストベッドの構築・運用。
 - 地方公共団体の業務へのAI・IoTの導入。
 - 地域におけるAI・IoT等関連ベンチャーの支援の場の提供。
- 等

【第17条】

- 新サービス、新ビジネスの戦略立案や新技術の創出にビッグデータを利活用できる専門人材（データサイエンティスト等）の育成の推進。
- 等

【第18条】

- 学校教育におけるプログラミング教育の更なる推進。
 - ビッグデータの分析やその分析結果の活用といった、データの活用方法や事例についてのセミナーや講演会を通じた普及啓発活動。
- 等

49

7 基本的施策

国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等（第19条）

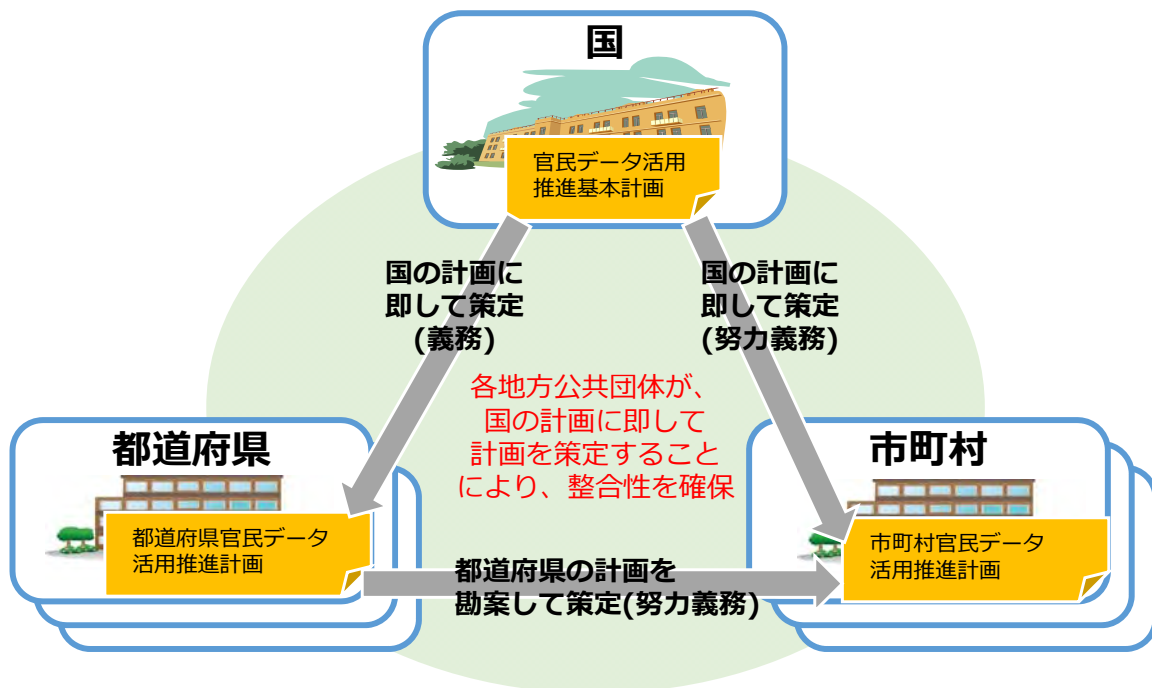
（国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等）

第十九条 国は、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、官民データ活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 官民データを活用するには、地方公共団体と国との間、あるいは他の地方公共団体との間の施策について、一定の整合性を確保し、データを円滑に活用することが必要不可欠であることから、国は、国及び各地方公共団体が一体となり、官民データ活用に係る施策を推進するため、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等を講ずることとされました。
- 地方公共団体が計画を策定するにあたり、国が地方公共団体向けの計画の雛型を提供したり、また、国の基本計画に地方公共団体における官民データ活用の促進に関する事項を盛り込むことで、各地方公共団体は、国が策定した基本計画に即して都道府県計画や市町村計画を策定することにより、整合性を図ることとしています。

本条の関連条文：第9条（都道府県官民データ活用推進計画等）
第27条（地方公共団体への協力）
附則第2項（必要な協力）

50



メリット

- ・データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- ・国民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを楽しむ社会の実現
- ・防災や見守り等、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

51

【第19条】

- 国の「官民データ活用推進基本計画」と「都道府県官民データ活用推進計画」、「市町村官民データ活用推進計画」の整合性の確保に向けた、官民データ活用推進戦略会議による地方公共団体への助言、情報提供等各種支援の実施。
- 地方公共団体における個人情報保護条例の見直しの円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うため、行政機関個人情報保護法の改正等を踏まえた条例の見直しについて検討。
等

8 官民データ活用推進戦略会議等

官民データ活用推進戦略会議等（第20～23条）

（設置）

第二十条 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十一条 会議は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに第二十三条第三項の規定により同条第一項に規定する議長の権限に属する事務をつかさどる。

2 第二十三条第一項に規定する議長は、前項に規定する事務（官民データ活用の推進に関する施策で重要なもの実施の推進に限る。）のうち施策の評価に係るもの及び第二十六条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第二十五条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する議員に行わせることができる。

3 前項に規定する議員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十三条第一項に規定する議長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。

4 会議は、官民データ活用推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

6 会議は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。

（組織）

第二十二条 会議は、官民データ活用推進戦略会議議長、官民データ活用推進戦略会議副議長及び官民データ活用推進戦略会議議員をもって組織する。

（官民データ活用推進戦略会議議長）

第二十三条 会議の議長は、官民データ活用推進戦略会議議長（以下「議長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会議の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 議長は、重点分野（特に重点的に官民データ活用の推進を図るべき分野をいう。）を指定することができる。

4 議長は、第二十一条第二項に規定する議員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該議員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

5 議長は、第二十一条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

官民データ活用推進戦略会議等（第24～28条）

（官民データ活用推進戦略会議副議長）

第二十四条 会議に、官民データ活用推進戦略会議副議長（以下「副議長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副議長は、議長の職務を助ける。

（官民データ活用推進戦略会議議員）

第二十五条 会議に、官民データ活用推進戦略会議議員（次項において「議員」という。）を置く。

2 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣

二 内閣情報通信政策監

三 官民データ活用の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（資料の提出その他の協力）

第二十六条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（地方公共団体への協力）

第二十七条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、会議に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 会議は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

- 官民データ活用の推進に関する施策を総合的・効果的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT本部）の下に官民データ活用推進戦略会議を設置することとされました。
- 会議の所掌事務として、官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進、官民データ活用の推進に関する重要な企画の調査審議・施策の評価・実施の推進・総合調整とされました。特に、施策の評価及び関係行政機関等への資料の提出その他の協力については、内閣情報通信政策監（政府CIO）が行うことができるとされ、政府CIOは必要であると認めるときは、議長に対し、当該事務に関し意見を述べることができるとされました。
- また、会議が官民データ活用推進基本計画の案を作成するときは、あらかじめサイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴かなければならないとされ、さらに、会議は、個人に関する情報を含む官民データの活用の推進に関する重要事項については、個人情報保護委員会と緊密な連携を図ることとされました。
- 会議の組織については、議長に内閣総理大臣、副議長に国務大臣、議員に議長及び副議長以外の全ての国務大臣、内閣情報通信政策監（政府CIO）及び有識者とされました。
- 議長の権限として、重点分野を指定することができることとされ、重点分野が指定されたときは、重点的に講ずべき施策として計画に定めることとされました。また、議長は、必要があると認めるときは、議員に対し報告を求めることができるとされました。議長は、議員の報告や政府CIOの意見に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができることとされました。
- 地方公共団体は、必要があると認めるときは、会議に対し、情報の提供やその他の協力を求めることができるとされ、会議はその求めに応じるよう努めることとされました。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(必要な協力)

2 国は、この法律の円滑な施行に資するため、地方公共団体による官民データ活用の推進に関する施策の円滑な実施が確保されるよう、地方公共団体の区域の実情を勘案して必要があると認める場合には、必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

3 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データ（以下この号において「官民データ」という。）の適正かつ効果的な活用の推進に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、施策の評価その他の官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進及び総合調整に関すること。

第三十条の次に次の一条を加える。

(官民データ活用推進戦略会議)

第三十条の二 第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を所掌させるため、別に法律で定めるところにより、本部に、官民データ活用推進戦略会議を置く。

- 地方公共団体の負担軽減を図るため、国は本法にもとづく施策の円滑な実施が確保されるよう、地方公共団体の区域の実情を勘案し、必要に応じて情報の提供など協力を行うよう努めることとされました。
- その他、官民データ活用推進戦略会議が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT本部）のもとに設置されることから、同本部に関する規定を設けているIT基本法の所掌事務等を改正することとされました。

官民データ活用の推進体制

**高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
(IT総合戦略本部)**

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣、内閣情報通信政策監（政府CIO）、有識者

官民データ活用推進戦略会議

議長：内閣総理大臣

副議長：国務大臣

議員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣、内閣情報通信政策監（政府CIO）、有識者

所掌事務：官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進、官民データ活用の推進に関する重要な企画の調査審議・施策の評価・実施の推進・総合調整

